広報 みなと

防災特集号

港区地域防災計画（平成24年修正）
港区防災街づくり整備指針改定

平成25年（2013年）4.21
☎3578-2111㈹
FAX 3578-2539（防災課）
http://www.city.minato.tokyo.jp

港区地域防災計画を修正しました

（平成24年修正）

東日本大震災は、これまで経験のない未曽有の災害であり、災害発生時に、区民の生命、身体および財産ならびに区の地域を守る上で、さまざまな教訓となりました。

区の災害対策においても、港区災害対策本部態勢における総合支所機能の強化、災害時要援護者対策、高層住宅対策、避難所運営、帰宅困難者対策等といった多くの課題が見えてきました。

都においては、平成24年４月に「東京の新たな被害想定」を、11月に「東京都地域防災計画（平成24年修正）」を公表しました。また、国においては、平成24年８月に「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域及び被害想定」を、平成23年12月と平成24年９月に修正した「防災基本計画」を公表しました。

こうした背景をもとに、港区地域防災計画（震災編）（震災資料編）（風水害編）を修正しました。

修正の概要は以下のとおりです。

計画修正に当たっての背景

❶東日本大震災の発生

❷「港区防災対策基本条例」の制定

❸「港区地域防災計画改定の基本的考え方」の策定

❹都および国の被害想定の公表と「東京都地域防災計画」、「防災基本計画」の修正

❺「災害対策基本法」の改正およびその改正に伴う「港区防災会議条例」の改正

❻「港区地域防災計画に女性の視点を反映させる部会」からの提案

❼区独自の津波・液状化のシミュレーション

港区地域防災計画とは

「港区地域防災計画」は、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、港区防災会議が作成するものです。

港区の地域に係る災害（災害対策基本法第２条第１号の災害をいう。以下同じ）に関し、区・区民・事業者、防災関係機関等で連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現し、港区および港区の地域における防災関係機関がその全機能を有効に発揮して、その所掌に係る震災予防、震災応急対策及び震災復旧復興を計画的に実施することにより、区の地域ならびに区民の生命、身体および財産を災害から守ることを目的としています。

「港区地域防災計画に女性の視点を反映させる部会」からの提案の反映

港区地域防災計画に女性の視点を反映させるため、学識経験者等の専門的見地から５つの重点項目について検討を行いました。その結果、次の13の提案がなされ、港区地域防災計画に提案内容を反映することとしました。

港区地域防災計画へ反映した内容

❶男女共同参画の基本的な考え方
❷避難所運営
❸避難所の安全・安心
❹就職、就労支援体制
❺相談体制
❻災害時要援護者対策
❼在宅避難者対策
❽帰宅困難者対策
❾ボランティア活動
❿震災復興計画
⓫地域防災力
⓬備蓄物資
⓭仮設住宅対策

港区防災対策基本条例の基本理念

災害発生時に、区民のかけがえのない生命と貴重な財産を守るためには、今まで区内で発生した災害時のさまざまな事象を教訓とし、今後区が防災対策上取り組むべき課題を明らかにするとともに、区民・事業者・区が「自助」・「共助」・「公助」という防災の基本理念に基づき、それぞれが果たすべき役割と責任の中で、防災対策の取り組みを進めることが必要です。

以上のような認識のもと、防災対策の基本理念や区民・事業者・区が取り組むべき基本的事項等を定め、今後の区の防災対策を総合的に推進するため、防災対策基本条例を制定しました。【施行日：平成23年10月14日】

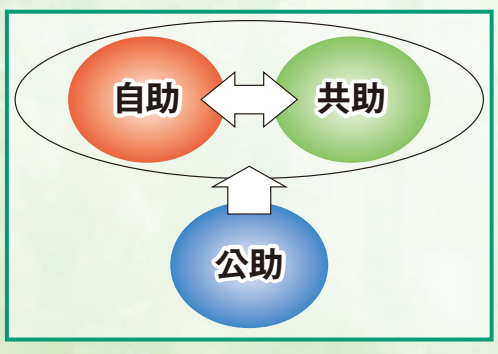

【自助】
自らのことは自らが守る

【共助】
地域においてお互いに助け合う

【公助】
区が区民等の安全を確保する

発行／港区　発行部数120,000部　編集／防災課防災計画推進担当　都市計画課総合計画担当　〒105-8511　港区芝公園1-5-25

重点課題への具体的な対策

「安全で安心して暮らせる都心をつくる」

災害に強い街づくりを推進する

港区防災街づくり整備指針と連携し、これまで進めてきた防災街づくりをさらに推進していきます。
区独自の津波・液状化シミュレーションを踏まえた対策を講じるとともに、災害に強い街づくりを推進していきます。

- 津波・液状化のシミュレーションを踏まえた対策の強化
- 災害に強い街づくり
- 交通・ライフラインの確保
- 放射能・放射線対策
- 火山噴火対策

人のつながりにより地域防災力を向上させる

東日本大震災の教訓を踏まえ、地域の人のつながりを強化し地域の防災力を向上する取組を推進します。
区役所支所改革を推進し、災害時の各総合支所の防災機能を強化します。

- 帰宅困難者対策
- 地域の防災力向上のための支援
- ボランティアへの支援体制の構築
- 実効性のある災害時要援護者対策の構築
- 高層住宅の震災対策
- 災害時における各防災関係機関との情報連絡体制や区民等への情報伝達手段の充実
- 避難所の機能強化
- 医療救護体制の強化
- 各防災関係機関の態勢の検証と再構築

被災者の生活を早期に回復させる

災害復興における被災者の生活再建を早期に図るための体制やシステムを構築します。

- り災証明発行業務の基準の明確化および事務の迅速化

避難所名称と配置計画を変更します

これまで「避難所の名称が分かりにくい」というご意見がありましたが、さらに、東日本大震災では、避難所に帰宅困難者が大勢避難し、混乱が生じたこと等を踏まえ、名称変更ということで、「一時(いっとき)集合場所」を「地域集合場所」に、「一次避難所」を「区民避難所(地域防災拠点)」に、「二次避難所」を「福祉避難所」にそれぞれ変更します。

また、区民避難所(地域防災拠点)については、帰宅困難者の一時受入れ場所と区別し、災害時には情報発信や物資の配給拠点となることから区民避難所(地域防災拠点)としました。

現行		新たな名称
一時(いっとき)集合場所	→	地域集合場所
一次避難所	→	区民避難所(地域防災拠点)
二次避難所	→	福祉避難所

【地域集合場所】

地域集合場所は、災害発生時に地域の皆さんの安否確認や救出・救護を行うために一時的に集まる場所で、町会・自治会等が定めています。地域集合場所では、安否確認後に避難が必要な際、区民避難所(地域防災拠点)や広域避難場所に避難します。ただし、自宅が安全な場合は、自宅に帰宅することになります。

地域集合場所は、これまで一時集合場所という名称でしたが名称の読み方やそこで果たす機能が分かりにくいということから、区では平成25年4月から「地域集合場所」という名称に変更しました。

高層住宅では、マンション管理組合や防災会でフロアごとや近隣階で安否確認を行う等、高層住宅ごとの防災計画に基づいて実効性のある対応をとっています。

【区民避難所(地域防災拠点)】

震災時に、建物の倒壊・焼失等により住居に制約を受けた区民等の一時的な生活場所として、区民避難所(地域防災拠点)を指定しています。

区民避難所(地域防災拠点)は、これまで一次避難所という名称でしたが名称の読み方やそこで果たす機能が分かりにくいということから、区では平成25年4月から「区民避難所(地域防災拠点)」という名称に変更しました。

【福祉避難所】

福祉避難所は、区民避難所(地域防災拠点)とは異なり、介護、援助等を必要とする高齢者・障害者等が避難する避難所です。

東日本大震災を教訓として、より福祉機能を充実するため、介護職員等の専門スタッフの配置がある特別養護老人ホームや在宅サービスセンター、障害者施設を指定しました。

また、福祉避難所は、これまで二次避難所という名称でしたが読み方やそこで果たす機能が分かりにくいということから、区では平成25年4月から「福祉避難所」という名称に変更しました。

■避難所配置の見直し

区民避難所(地域防災拠点)

芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場地域
御成門小学校	麻布小学校	赤坂小学校	御田小学校	芝浦小学校	お台場学園港陽小・中学校
芝小学校	旧飯倉小学校	青山小学校	高輪区民センター	港南小学校	台場区民センター
港勤労福祉会館	本村小学校	青南小学校	白金小学校	港南中学校	
赤羽小学校	東町小学校	赤坂中学校	三光小学校	芝浦港南区民センター	
御成門中学校	笄小学校	青山中学校	朝日中学校(改築のため休止)	港区スポーツセンター	
生涯学習センター	六本木中学校	赤坂区民センター	神応小学校	男女平等参画センター	
福祉プラザさくら川	高陵中学校	サン・サン赤坂(赤坂子ども中高生プラザ)	三田中学校	港南子ども中高生プラザ(新規指定)	
エコプラザ	南山小学校	赤坂いきいきプラザ(二次避難所から変更)	高松中学校	港南いきいきプラザ(二次避難所から変更)	
神明子ども中高生プラザ(新規指定)	麻布区民センター	青山いきいきプラザ(二次避難所から変更)	高輪台小学校		
虎ノ門いきいきプラザ(二次避難所から変更)	麻布子ども中高生プラザ(平成26年開設予定)	青南いきいきプラザ(二次避難所から変更)	高輪子ども中高生プラザ(新規指定)		
三田いきいきプラザ(二次避難所から変更)	南麻布いきいきプラザ(二次避難所から変更)		豊岡いきいきプラザ(二次避難所から変更)		
神明いきいきプラザ(新規指定)	本村いきいきプラザ(二次避難所から変更)		高輪いきいきプラザ(二次避難所から変更)		
	飯倉いきいきプラザ(二次避難所から変更)		白金いきいきプラザ(二次避難所から変更)		
	西麻布いきいきプラザ(二次避難所から変更)(仮設)		白金台いきいきプラザ(二次避難所から変更)		
	麻布いきいきプラザ(二次避難所から変更)(仮設)				

福祉避難所

障害者施設	障害保健福祉センター	新橋はつらつ太陽（民設）（一次避難所から変更）			
特別養護老人ホーム	白金の森（新規指定）	港南の郷（新規指定）	サン・サン赤坂（新規指定）	麻布慶福苑（民設）（新規指定）	ベル（民設）（新規指定）
	新橋さくらの園（民設）（一次避難所から変更）	ありすの杜きのこ南麻布（民設）（新規指定）	洛和ヴィラ南麻布（民設）（新規指定）		
老人保健施設	ルネサンス麻布（民設）（新規指定）	新橋ばらの園（民設）（一次避難所から変更）	洛和ヴィラサラサ（民設）（新規指定）		
高齢者在宅サービスセンター	白金の森（新規指定）	港南の郷（新規指定）	サン・サン赤坂（新規指定）	南麻布（新規指定）	台場（新規指定）
	北青山（新規指定）	芝（新規指定）	虎ノ門（新規指定）		

地区版防災マップを改訂しました

区では、大地震等の災害への備えに役立つ５地区ごと（芝・麻布・赤坂・高輪・芝浦港南）の防災マップを改訂しました。３月下旬から順次、お住まいの地区の防災マップを世帯に１部配布しています。 また、各総合支所協働推進課協働推進係でも配布しています。さらに、外国語版（英語版・中国語版・ハングル版）も各総合支所協働推進課協働推進係で配布しています。

問い合わせ ◆各総合支所協働推進課協働推進係◆ 芝地区☎3578-3121 麻布地区☎5114-8802 赤坂地区☎5413-7272 高輪地区☎5421-7621 芝浦港南地区☎6400-0031

《地区版防災マップとは》
地区版防災マップには、「港区地域防災計画（平成24年修正）」の内容を踏まえ、地域の区民避難所（地域防災拠点）や、近所の安否確認等を行う地域集合場所等を掲載しています。また、マップの裏面には、地震発生時の行動ポイントや災害用伝言ダイヤルの利用方法等、災害時に役立つ情報を多く盛り込んでいます。

港区防災街づくり整備指針を改定しました

「港区防災街づくり整備指針」とは

防災性の高い都市構造のあり方や、災害に強い街づくりの実現に向けた目標や方針等の基本的方向性を示すとともに、方向性に沿った整備の取り組みを総合的に示すものです。

区・区民・事業者それぞれが、建築物の新築時、改築時や大規模開発時等に防災性の向上に寄与する取り組みを行う際の手引書として活用します。

1 指針の位置付け

本指針は、港区防災対策基本条例で規定する「災害に強い街づくりを総合的に推進するための指針」に位置付けられています。

2 指針が対象とする内容

Ⅰ 主にハード（施設の整備等）の側面からの防災街づくり
Ⅱ 災害発生前の予防段階での防災街づくり

3 改定の背景

現行の「港区防災街づくり指針」は平成10年に策定しましたが、策定後10年以上が経過していることや次の４つの背景から改定することとしました。

1 東日本大震災の発生	2 水害リスクの高まり
東日本大震災により顕在化した、津波・液状化の発生、帰宅困難者の発生、高層建築物の揺れ等、新たな課題への対応方策を検討する必要があります。	現行指針では地震リスクのみを対象としていますが、近年、都市型水害対策が重要な課題となっているため、水害の視点を追加する必要があります。
3 土地利用と昼間人口の状況変化	**4 上位・関連計画、港区防災対策基本条例との整合**
現行指針策定後、開発事業等による街づくりの進展、昼間人口の増加が進んでおり、街の状況の変化を踏まえる必要があります。	現行指針策定後、改定・策定された上位・関連計画、新たに制定された港区防災対策基本条例と整合した取り組みを進める必要があります。

4 計画期間

本指針を運用する計画期間を、平成25年度から平成34年度までの10年間と定めます。

5 対象とする自然災害

自然災害	想定している災害の条件
揺れ	東京湾北部地震（M7.3）
液状化	東京湾北部地震（M7.3）※
津波による浸水	元禄型関東地震（M8.2）※
がけ崩れ	－
荒川の氾濫による浸水	200年に1回程度の大雨
大雨による浸水	東海豪雨と同様の大雨
高潮による浸水	伊勢湾台風級の高潮

※「液状化」・「津波」については、区独自のシミュレーションを実施しました。

港区地域防災計画と港区防災街づくり整備指針の関係

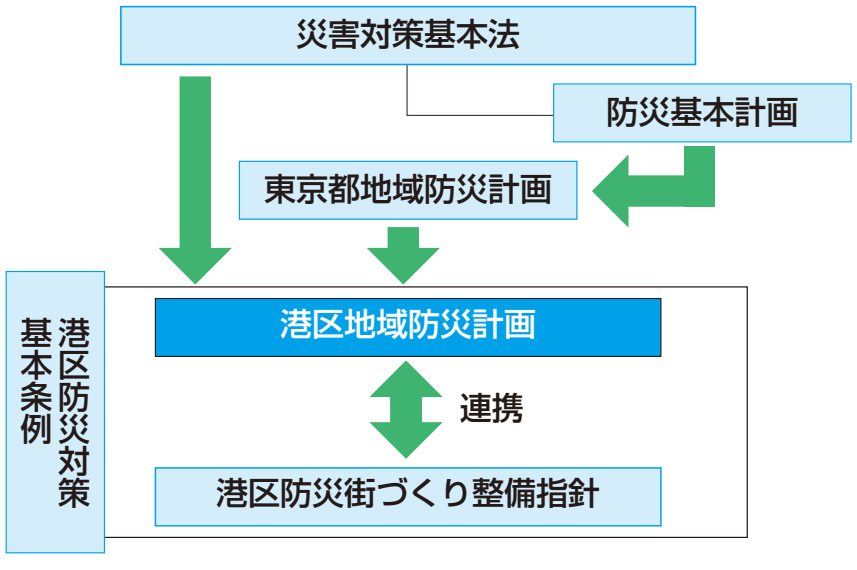

防災街づくりの施策

防災街づくりの対策を地震災害と水害の項目別に分類しました。

なお、防災街づくりを進める上では、個々の建築物の不燃化や耐震化を図ることが大切ですが、大規模開発時には、地域全体で防災機能の強化を図ることが大切です。

1 地震災害に強い街づくり

※緑字のタイトルは、現行指針にない新しい取組を示しています。
※カッコ内の赤書きは、優先度の高い具体的施策内容を示しています。

【1】地震時の被害を低減させる街の形成

①市街地の耐震化の推進（耐震診断・耐震改修工事助成、揺れやすさマップの作成）
②市街地の不燃化の推進
③高層建築物特有の課題への対応
④工作物等の安全性の向上
⑤建築物等の液状化対策の推進（液状化マップの作成）
⑥がけ・よう壁への対応

【2】地震リスクに対応した都市施設の安全性の向上

①道路機能の確保（橋りょうの耐震化、細街路の拡幅整備等、都市計画道路の整備、車道空洞調査、電線類地中化整備）
②災害応急対応に必要なスペースの確保
③ライフラインの機能確保

【4】地震時の帰宅困難者への対応

①帰宅困難者支援機能の確保
②海上輸送・水上輸送の検討

【3】地震時の避難関連施設の確保と機能向上

①避難所等の役割整理と周知
②避難所等までのアクセス路の安全性確保（歩道の安全点検、放置自転車撤去）
③避難所等における防災対応機能の向上
④地震災害に対応した防災備蓄倉庫の確保

【5】津波による被害が発生しにくい街の形成

①防潮施設の安全性の向上
②浸水時の被害低減に向けた対応（津波ハザードマップの作成、海抜標示板の設置）
③地下空間への対応

2 水害に強い街づくり

※緑字のタイトルは、現行指針にない新しい取組を示しています。

【1】水害発生の防止に向けた街の形成

①水害発生防止対策の推進
②雨水浸透・貯留施設設置の推進

【2】水害による被害が発生しにくい街の形成

①浸水時の被害低減に向けた対応
②地下空間への対応

【3】水害時の避難関連施設の確保と機能の向上

①避難所の役割整理と周知　②避難所の安全性確保
③避難所までのアクセス路の安全性確保
④避難所における防災対応機能の向上
⑤浸水深に対応した防災備蓄倉庫の確保

防災街づくりに関する平成25年度の新規事業

各種ハザードマップの作成

平成24年度に区独自で行った津波、液状化シミュレーション結果をもとに、津波、液状化、揺れやすさ、浸水(大雨)に関するハザードマップを作成し、区民等へ配布します。

海抜標示板・海抜標示シートの設置

浸水想定区域を中心として、区内全域で主な区有施設等に設置します。

細街路の拡幅整備

災害時における避難路の確保等、防災機能の向上を図るため、幅員４ｍ未満の生活道路（細街路）の拡幅に伴う整備費用の助成や、拡幅整備を行います。

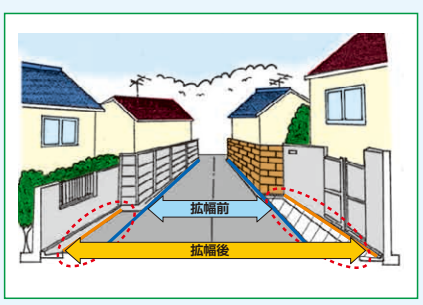

津波避難ビルの指定に向けた調査

津波避難ビル指定に向けて民間施設と協定締結の交渉をさらに進めます。協議が整った民間施設については、標示板の設置を進めるとともに、さらなる指定拡大に向け、必要な調査を行います。

問い合わせ

港区地域防災計画に関すること	防災課防災計画推進担当	☎3578-2510
港区防災街づくり整備指針に関すること	都市計画課総合計画担当	☎3578-2210
津波シミュレーション結果に関すること	土木課土木計画係	☎3578-2217
液状化シミュレーション結果に関すること	建築課構造係	☎3578-2295

「港区地域防災計画」および「港区防災街づくり整備指針」は港区ホームページでご覧になれます。

港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この広報紙は、古紙を利用した再生紙を使用しています。